



事 務 連 絡

平成 28 年 9 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中
地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

「平成 28 年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて
（卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼）」に係る取扱いの廃止について

平成 28 年 4 月に発生した熊本県熊本地方の地震による、被災地における医療用麻薬の県境移動の取扱いについては、平成 28 年 4 月 19 日付け事務連絡（平成 28 年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて（卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼））に基づき、被災各県において、医療用麻薬の在庫を確保するよう務めていただいていたところですが、今般、被災各県における医療用麻薬の供給体制の回復に伴い、被災各県において医療用麻薬が安定的に入手できる状況が確認されたことから、平成 28 年 9 月 30 日をもって、同事務連絡に基づく麻薬卸売業者、麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者間における医療用麻薬の譲渡に係る取扱いを廃止することとします。

平成 28 年 10 月 1 日以降、県境を越えて麻薬の譲渡を行おうとする場合においては、麻薬卸売業者及び麻薬診療施設の開設者にあつては、麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 10 項、麻薬小売業者にあつては、同法第 24 条第 12 項第 2 号の規定に基づき、予め許可を得ることが必要ですので、貴管下の関係者に周知してください。

以上

